

○農林省令第三十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十四年五月二十八日

農林大臣 長谷川四郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「新潟」の下に、「直江
津」を、「田子の浦」の下に、「蒲郡」を、「小松
島」の下に、「高松」を、「博多」の下に、「三池」
を加え、同項第二号中「鴨池」の下に、「笠利」を
加え、同条第二項第一号中「八戸、石
巻、豊橋」に改め、「蒲郡」を削り、「福山」の
下に、「三田尻中岡」を加え、「三池」を削り、同
項第三号中「直江津」を「木更津」に改め、「蒲
郡」及び「高松」を削り、「高知」の下に、「刈田」
を加え、「三池」を削る。

附 則

この省令は、昭和四十四年六月一日から施行す
る。